

甲賀都市計画区域における区域区分（線引き）の見直し方針について

1. 市街化区域と市街化調整区域の区域区分（線引き）の趣旨

市街化区域と市街化調整区域の区域区分（線引き）につきましては、無秩序な市街地の拡大による環境の悪化を防止し、計画的、効率的な市街地整備を図ることで、市街地と農地等の調和のとれた都市を形成するための制度として都市計画法に定められており、計画決定は滋賀県が国の同意のうえ行うものです。

2. 区域区分（線引き）の経過

本市の、甲賀都市計画区域（水口地域・甲賀地域・甲南地域）におきましては、昭和48年12月28日の区域区分の当初の計画決定が実施されて以降、5回の見直しを経て現在の都市計画区域を形成しており、今回、第6回の見直しを進めております。

3. 見直しの基本的な考え方

現在、本市を含む全国の自治体において、人口減少や少子高齢化による人口構造の不安定化が大きな課題となっており、人口の増加や経済の拡大を前提に、無秩序な拡大の抑制を図りながら進められてきた、これまでの区域区分（線引き）の見直しによる市街化区域の拡大が転換期を迎えているといえます。

このようななかで、本市は昨年6月に『第2次甲賀市総合計画』を策定し、基本構想では「まちや人の姿」「人口フレーム」「都市構造」の3つの視点から、本市の「未来像」を描いています。

これらの視点は、昨年8月に見直しを行いました、『甲賀市都市計画マスタープラン』とも理念を共有しており、特に「都市構造」の再構築については、「暮らしをつなぎ、地域を未来につなぐ、多様性を活かしたネットワークづくり」とし、「あるもの活かし」で未来につなぐことを目指しており、これらを踏まえまして、第6回の区域区分（線引き）の見直しを進めることとします。

4. スケジュール

平成27年度	都市計画基礎調査
平成28年度	基礎調査解析
平成29年度	基礎調査解析、見直し適地検討
平成30年度	見直し適地検討、市素案申出
平成31年度	計画決定（予定）

5. フロー図

